

事業者向け情報

	相談	制度	問合せ先	
給付・助成・補助	自粛などで業績が悪化(売上げ半減)	持続化給付金(外部リンク)	法人は200万円、個人事業者は100万円※ただし、昨年1年間の売上からノの減少分が上限 ・中小企業庁持続化給付金コールセンター 電話:0120-115-570 8時30分から19時まで	
	新しい生活様式に対応した事業の持続	富山県事業持続化・地域再生支援金	ひと月の売上が前年同月比で半減した事業者等 支給額:従業員数に応じて10万円から40万円まで 事業所を賃借している場合は10万円を加算 <申請期間:令和2年8月31日まで>	
	県の要請に応じて休業・営業時間の短縮をした	富山県・市町村新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	県の休業・時短要請(原則令和2年4月23日から5月6日)に全面的にご協力いただいた事業者にご協力金を支給 支給額:(中小企業)最大50万円、(個人事業主)最大20万円 <申請期間:令和2年6月5日まで、当日消印有効>	・ 県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金コールセンター 電話:076-444-5591 9時から17時まで
	食事提供施設が感染防止対策設備を整備	「食事提供施設」新型コロナウイルス感染防止緊急対策事業費助成金	原則令和2年5月7日から6月15日の間に整備される設備(事業費12万5千円以上のものに限る) 助成額:10万円 <申請期間:令和2年6月30日まで、当日消印有効>	
	事業活動の縮小を余儀なくされ、一時的に休業等を行った	雇用調整助成金(外部リンク)	経営上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、一時的に休業等を行った事業主の休業手当等の一部(一定の要件を満たす場合は全額)を助成	・富山労働局助成金センター 電話:076-432-9162 平日8時45分から17時15分 ・ 県内各公共職業安定所(小矢部出張所を除く)においても相談受付(外部リンク)
	学校休業に伴い労働者に、有給の休暇を取得させた	小学校休業等対応助成金(外部リンク)	小学校等の臨時休業に伴い、子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主に助成金を支給	・厚生労働省学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター 電話:0120-60-3999 9時から21時まで
	子の学校休業に伴い契約した仕事ができなくなった(個人事業主)	小学校休業等対応支援金(外部リンク)	小学校等の臨時休業に伴い、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者に支援金を支給	
	販路開拓・売上向上や感染対策の強化等	富山県地域企業再起支援事業費補助金	令和2年4月7日以降に取り組む事業 補助金:上限100万円(下限30万円) 補助率:中小企業者3分の2、小規模企業者(個人事業主・フリーランス含む)4分の3	・(公財)富山県新世紀産業機構 電話:076-444-5690 平日8時30分から17時15分まで
	医療現場で使用できる個人防護具を新たに生産又は増産	富山県医療用個人防護具等供給体制強化支援事業費補助金	補助上限額:100万円(下限30万円) 補助率:中小企業者3分の2以内、小規模事業者:4分の3以内 <募集期間:令和2年6月5日17時必着>	・県商工企画課 電話:076-444-9606 平日8時30分から17時15分まで
	県産農林水産物・加工品のインターネット販売用のサイト開設・商品開発等(食品に限る)	「とやまの食」ネット販売等緊急支援事業費補助金	補助金:上限100万円 補助率:中小企業者3分の2、小規模企業者4分の3(いずれも県内)	・県農林水産企画課 電話:076-444-3271 平日8時30分から17時15分まで
花きのインターネット販売用のサイト開設・商品開発等	花を飾ってうるおい創出事業費補助金		・県農産食品課 電話:076-444-3284 平日8時30分から17時15分まで	
貸付	融資を受けたい(商工業) ※無利子・無担保融資	中小企業者向け県融資制度「新型コロナウイルス感染症対応資金」	限度額3,000万円 3年間実質無利子 全期間無担保・保証料ゼロまたは半額 ・融資の申込や相談は、直接、金融機関へ ・ 県経営支援課 電話:076-444-3248 平日8時30分17時15分まで	
	融資を受けたい(農林漁業)	経営維持・再建に必要な資金(農林漁業セーフティネット資金など)	貸付限度額の引上げ、貸付当初5年間の実質無利子化などの特例措置 ・ 農業者向け 県農業経営課 電話:076-444-3273 平日8時30分17時15分まで 農林中央金庫富山支店 電話:076-445-2510 平日8時50分17時10分まで 各農林振興センター 県内各農業協同組合本店 ・ 林業者向け 県森林政策課 電話:076-444-3388 平日8時30分17時15分まで ・ 漁業者向け 県水産漁港課 電話:076-444-3291 平日8時30分17時15分まで ・ 農林漁業者向け 日本政策金融公庫富山支店 電話:076-441-8411 平日9時から17時まで	
その他	社会保険料の支払いが難しい	著しい損失があった場合の厚生年金手数料等納付の猶予(外部リンク)	・ お近くの年金事務所(外部リンク)	
	テナントビル等のオーナーが取引先に対し賃料の減額を行った場合	一定の要件を満たす場合、税務上の損金として計上可能 一定の要件を満たす場合、事業収入の減少幅に応じ、保有する建物等の固定資産税等(令和3年分)を減免	・ 最寄りの税務署(外部リンク) ・ 中小企業庁固定資産税等の軽減相談窓口 電話:0570-077322 平日9時30分から17時まで	
	経営に関する相談をしたい(外部リンク)	豊富な知識と経験を持つ中小企業診断士等が、電話やオンラインで国、県の支援策に係る相談をはじめ多様な経営相談に対応(無料)	・(公財)富山県新世紀産業機構 電話:076-444-5673 平日8時30分から19時00分まで	